

令和3年5月18日

令和3年5月臨時会
議長選挙に係る所信表明会会議録

長岡市議会

令和3年5月18日（火）午後1時10分開会

※

◎所信表明申出者（2人）

松井一男君 関貴志君

※

（中村副議長） ただいまから、議長選挙に係る所信表明会を開催いたします。

※

（中村副議長） 本臨時会における議長選挙については、2名の議員から所信表明申出書の提出がありました。これより、所信表明申出者から申出順により演壇において5分以内で所信表明を行っていただきます。

なお、令和3年5月臨時会における正副議長選挙に係る所信表明会実施要領により、所信表明に対しては拍手その他の方法による賛意の表明や、野次その他の方法による反意の表明をしてはならないことになっております。また、応援演説及び質疑を行うことはできませんので、御注意願います。

それでは、最初に松井一男議員、所信表明をお願いいたします。

〔松井一男君登壇〕

（松井議員） 市民クラブの松井一男です。このたびの議長選挙に際し、多くの議員の皆様の御推薦により、所信表明の機会を頂きましたことに感謝申し上げ、所信の一端を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。先週11日には市独自の緊急警戒情報が、12日には県から長岡市を対象に特別警報が発出されております。感染の拡大に加え、医療資源の枯渇の懸念は高まっており、より一層の緊張感を持った感染対策が求められておると思っています。議員の皆様は、昨年来、市民の不安解消のため、それぞれの立場で様々な努力をなされていることと存じますが、今月末までの警報期間中の感染予防に関する啓蒙活動、また高齢者ワクチン接種に関する情報提供など、理事者と一体となつての努力が今こそ求められております。引き続き、議会が一丸となつて新型コロナウイルス対策に邁進してまいろうではありませんか。

次に、今回の所信表明に際し、私は改めて長岡市議会基本条例を熟読玩味いたしました。以下、何点か条例の記述を引用し、私の所信を申し述べさせてい

たきます。

前文にありますように、長岡市は3度におたる平成の合併で、11市町村が1つになり、広大な市域を有する個性豊かな市となり、議員に対する市民の期待、議員の職責も増大しております。議会の役割は、憲法第93条にある議事機関としての使命の達成にあることを認識した上で、長岡市議会は市民福祉の一層の増進のために議会の最高規範としての議会基本条例を制定したものであります。このうち第3条には基本理念として、議会の運営に当たっては公正かつ公平で民主的な議論を十分に尽くすことを旨とし、地方自治の本旨の実現つまり市民福祉の増進に努めるものであるとしております。また、第4条には議会の運営原則として、第一に公正性及び透明性の確保、第二に情報公開、第三に不断の議会改革であるとしております。さらに、第7条には議長の活動原則として、常に中立公正で民主的な議会運営に努めることとし、議会の代表者としての深い自覚を求めています。以上のことから、これまで先達が築いてこられた長岡市議会の歴史と伝統に深く思いをいたし、新たな令和の時代に向けた議事機関としての使命の達成のため、議会基本条例の趣旨に沿った議論、活動が求められているものと認識しております。私といたしましては、常にこれらの条文にのっとり言動並びに行動を取ってまいり所存であります。

また、長岡市議会ではこれまで数多くの議員発議による政策提案条例を制定してまいりました。社会環境の変化と地域特性に対応した政策提案条例の必要性はますます増大しております。市民に期待される条例の制定を議会全体として進めていくべきものと考えております。

結びに、私が議長に当選させていただきましたならば、常に中立公正な職務遂行に努めるためにも、歴代の議長に倣い、所属会派を離脱する考えであります。また、議会総体としては、常に熟議し、市民のために最良の意思決定を行うことを旨としつつ、議員各位をはじめ、理事者の御協力を頂きながら、円滑かつ円満な議会運営に微力ながら全力を尽くしてまいりたいと考えております。

議員各位の御理解と御支援をお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。御清聴誠にありがとうございました。

(中村副議長) 次に関貴志議員、所信表明をお願いいたします。

〔関貴志君登壇〕

(関(貴)議員) 関貴志でございます。議長選出に当たり、所信を表明させていただきます。

長岡市議会は、議会の最高規範として長岡市議会基本条例を制定しております。その前文には、議会の役割は日本国憲法により議会に与えられた議事機関としての使命を果たすことであると記されております。日本の地方自治の仕組みは、首長をトップとする執行機関と、議会から成る二元代表制であり、議会は住民に代わって執行機関を監視、チェックする役割であることから、議会と首長は相互に牽制をし、緊張関係を保つ必要があることは広く認識されていることであります。

しかし、昨年9月議会において、正当性が疑われる理由で官製談合事件についての一般質問が不許可となりました。また、今年に入り、一般質問において次の質問に移る際に、議員は意見、要望を述べないとの申合せが成立いたしました。この申合せは、例えば時間の関係上、ただいまの答弁では速やかなワクチン接種に支障が出ると指摘して次の質問に進みますといった発言も認めないものであり、ここにあります長岡市議会のしおりと言ってもいいこの冊子（資料を示す）に記載されている発言自由の原則に反しております。この冊子の中には、会議の主な原則として発言自由の原則について記載されております。その説明文には、議員は法令違反の場合を除いて、議会以外から制約を受けずに自由平等に発言できることが保障されていますと記載がなされているところであります。また、申合せは法律ではないため、原則として全議員の了承が求められるものでありますが、無所属議員が反対したにもかかわらず強引に成立されたことも問題であります。

そのほかにも、長年の懸案事項として、委員会の所属や議員の部屋割りなど議会運営に無所属議員がほとんど関与できていないこと、議長は中立公正な職務遂行のため会派を離脱して無所属となりながら、所属していた会派との濃密な関係が疑われる行為も散見されるなど、長岡市議会は多くの問題を抱えていると認識しております。また、専門家からも長岡市議会における低調な一般質問や官製談合事件への対処の甘さも指摘されてきたところであります。

私は、議会が二元代表制の一翼として監視機能を十分に発揮し、市民とともに歩む議会となるよう、議会改革に強力に取り組みます。具体的には、①さき

の申合せの見直し、②海外議会との交流や遠方に集中している常任委員会視察の検証、③年に数回の休日議会の開催や、まぶしさ対策を講じた上で本会議開会中のブラインドを開くことなど、多くの市民に関心を持っていただく工夫を行ってまいります。④議会モニターや市民アンケート、議会への手紙、議会報告会等を実施して市民から議会を評価していただくとともに、市政に対する意見を議会として吸い上げる仕組みを作ってまいります。⑤議員の予定する質問に対する執行機関側の過剰な事前聞き取りを是正し、緊張感のある議会を実現いたします。そのほかにもまだ具体的なプランを持っているところでありますが、全国の先進的な議会も大いに参考にしながら議会改革に取り組んでまいります。

最後になりますが、議会基本条例では、議長は議会の代表者として常に中立公正な職務遂行に努め、民主的な議会運営を行わなければならないと定めております。私はこの定めにととって、民主的な議会運営に努めることをお約束し、所信の表明といたします。御清聴ありがとうございました。

————— ※ —————

(中村副議長) 以上で議長選挙に係る所信表明会を終了いたします。

午後 1 時 2 3 分閉会

————— ※ —————